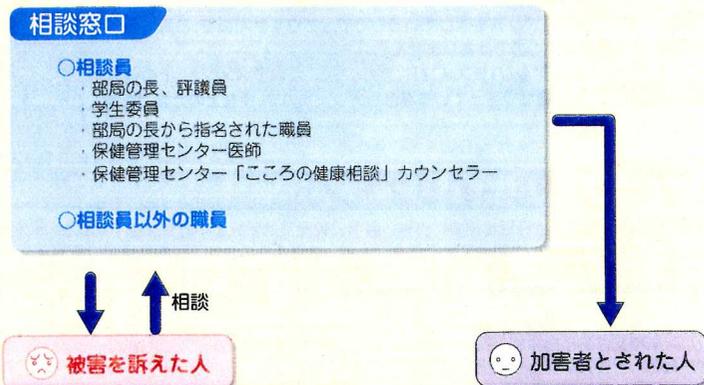


ハラスメント被害解決の流れ

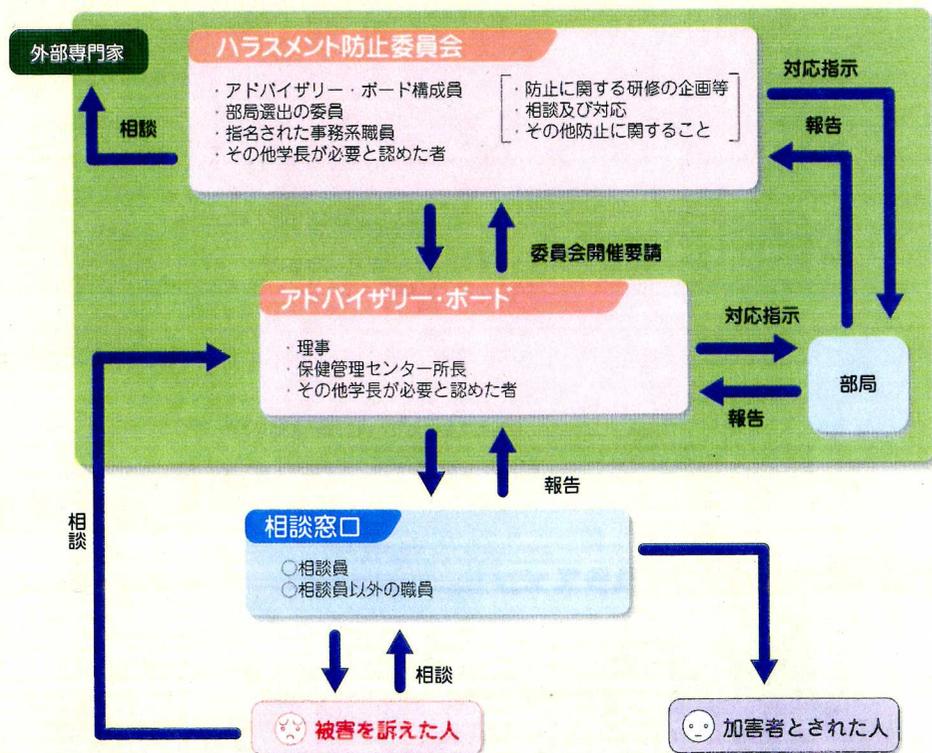
—被害を訴えた人の意向が尊重されます—

1 相談窓口で対処する場合



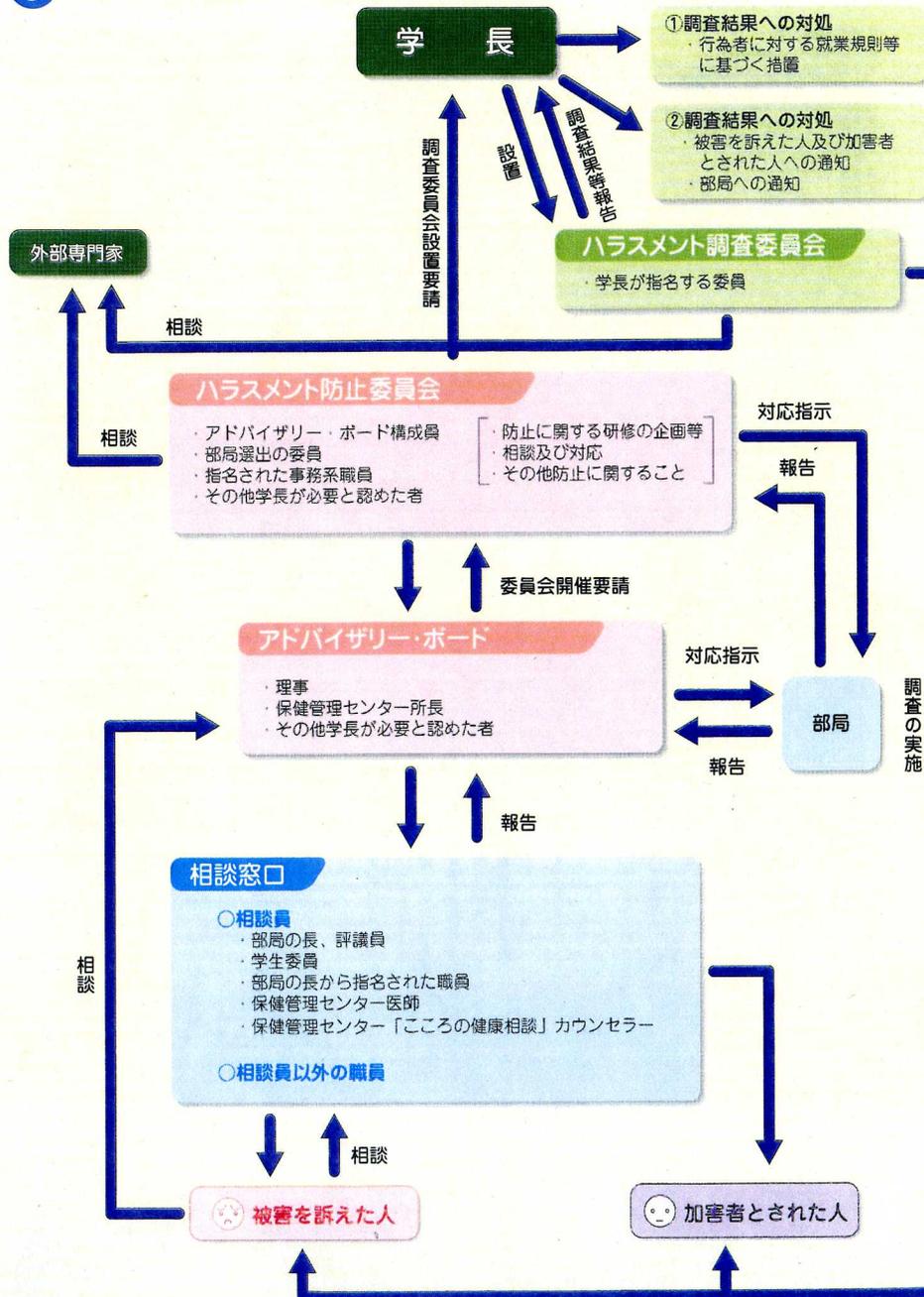
(注) 被害を訴えた人には、加害者として訴えられたことにより被害を受けたと訴えた職員又は学生等を含む。

2 アドバイザリー・ボードで対処する場合



(注) 被害を訴えた人には、加害者として訴えられたことにより被害を受けたと訴えた職員又は学生等を含む。

3 ハラスメント調査委員会を設置し対処する場合



(注) 被害を訴えた人には、加害者として訴えられたことにより被害を受けたと訴えた職員又は学生等を含む。